社会福祉法人麗沢会役員等報酬及び費用弁償に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人麗沢会（以下「当法人」という。）定款第８条及び第２２条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）
第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
(1) 理事長及び常務理事については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
(2) 理事長及び常務理事でない理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。
２　理事長及び常務理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（理事長及び常務理事の報酬等の算定方法）
第３条　理事長及び常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
(1) 報酬については、別表１に定める額
(2) 賞与については、別表２に定める額
(3) 退職金については、別表３に定める算式により算出される額
(4) 理事長及び常務理事が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）
第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
(1) 報酬については、別表４に定める額及び費用弁償を支給する。
(2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（職員給与との併給）
第５条　当法人職員（以下「職員」という。）が職員として在籍のまま理事長及び常務理事である期間は、第３条に定める報酬の支給はせず、当法人給与規程に基づき、給与を支給する。

（報酬等の支給方法）
第６条　理事長及び常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月１日に起算し、当月末日に締め切り、翌月１０日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

(2) 賞与については、７月１日及び１２月１日それぞれ基準日の属する月の内に現金にて支給する。

(3) 退職金については、退職後６０日以内に金融機関の口座に振り込む方法により支給する。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度現金にて支給する。
　但し、毎月業務が生じる非常勤役員等については、前項第１号に準じて支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに理事長及び常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) ５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) ５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に切り上げる。

（公表）

第９条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 11 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

１　この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。

２　昭和 55 年 12 月 25 日制定の社会福祉法人麗沢会役員等報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。

令和元年 6 月 24 日一部改正
令和 7 年 3 月 27 日一部改正

別表１（理事長及び常務理事の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	月額　550,000 円
常務理事	月額　500,000 円

別表２（理事長及び常務理事の賞与）

７月の賞与	報酬月額　×　１．５カ月分
１２月の賞与	報酬月額　×　１．５カ月分

別表３（理事長及び常務理事の退職金）

最終報酬月額　×　在職月数　×　１５／１００

在職期間の計算は、役員の選任の日から、暦に従がい計算し、１月に満たない端数が生じたときは１月とする。

別表４（非常勤役員等の報酬）

（１）理事

項目	報酬の額	費用弁償
理事会への出席 （決議の省略の場合）	日額　10,000 円 (5,000円)	3,000 円 (0円)
上記の他、法人業務のための出勤	日額　25,000 円	3,000円

（２）監事

項目	報酬の額	費用弁償
理事会又は評議員会への出席 （決議の省略の場合）	日額　10,000 円 (5,000円)	3,000 円 (0円)
監事監査業務	日額　20,000 円	3,000円
上記の他、法人業務のための出勤	日額　25,000 円	3,000円

（３）評議員

項目	報酬の額	費用弁償
評議員会への出席 （決議の省略の場合）	日額　10,000 円 (5,000円)	3,000 円 (0円)
上記の他、法人業務のための出勤	日額　25,000 円	3,000円